

総統消第68号  
令和元年7月5日

公益社団法人  
全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

総務大臣



### 2019年全国家計構造調査等への協力について（依頼）

総務省統計局では、本年10月から11月までの2か月間、全国の約90,000世帯を対象とした「2019年全国家計構造調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）を実施します。

全国家計構造調査は、1959年（昭和34年）以来5年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を見直し実施するもので、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする調査です。

前述のとおり、本統計調査は、統計法に規定される基幹統計を作成するための重要な統計調査であり、調査対象となる方には同法の規定に基づき報告の義務が課せられる一方、近年、個人情報保護意識の高まりやオートロックマンションの増加などに伴い、調査員が世帯と接触することが難しく、従来にも増して調査活動が難しい状況となっています。

調査の実施に当たっては、国民の皆様のご理解はもとより、関係各方面のご協力をいただくことが不可欠であり、全国家計構造調査の円滑な実施に向けた環境整備を図るべく、マンション等の管理組合や団体の皆様に対し、オートロックマンション等における調査員の調査活動への支援及びポスター掲示などについて、協力依頼を行うものです。

つきましては、本統計調査の実施に当たり、調査員が対象の建物内へ立ち入り、調査活動を行うことについて、別添により、貴連合会の会員の皆様へ御周知いただきたく、統計法第30条第1項の規定に基づき、協力依頼を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

また、全国家計構造調査は、地方公共団体を通じて行うこととしており、地方公共団体が改めて調査への御協力をお願いする場合がありますので、このことも併せて御周知いただきますようお願いいたします。

なお、総務省では、このほかに毎月、世帯を対象とした基幹統計調査として、労働力調査、小売物価統計調査及び家計調査を、都道府県を通じて実施しています。これらの統計調査は、完全失業率、消費者物価指数及び個人消費の動向など、我が国の経済指標を得るためのものでありますので、これらの調査につきましても、対象の建物内への調査員の立ち入り等に際し、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いいたします。